

四国中央市議会災害対策会議規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、四国中央市議会基本条例（平成30年四国中央市条例第24号）第21条第1項の規定に基づき、災害等発生時に議会が四国中央市災害対策本部（以下「市本部」という。）と連携を図り、災害に対して迅速かつ適切に対応するための体制の確立に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、市本部が設置された場合において連携して災害対応等を行う必要があると認めるときは、四国中央市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）を置くことができる。

(所掌事務)

第3条 災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 議員の安否を確認し、議員との連絡体制を構築すること。
- (2) 議員からの災害情報を収集及び整理し、市本部に情報提供を行うこと。
- (3) 市本部から災害情報を収集し、議員に情報提供を行うこと。
- (4) 市本部に提案、提言等を行うこと。
- (5) 市本部からの依頼事項への対応を行うこと。
- (6) 市本部と連携及び協力し、国、県等に対して要望活動を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項

(組織)

第4条 災害対策会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、議長をもって充てる。
- 3 副会長は、副議長をもって充てる。
- 4 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。ただし、議長が必要と認めるときは、当該各号に掲げる者以外の議員を充てることができる。
 - (1) 会派の代表者
 - (2) 議会運営委員会委員長

(職務)

第5条 会長は、災害対策会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 災害対策会議の庶務は、議会事務局において処理する。

(その他)

第7条 この訓令の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する